

特別編 啓発資料作成のための 著作権の考え方

講師 古野陽一

著作権 基本の「き」

著作権とは

- 作品を独占的に利用できる権利
- その作品を創作した人・組織に与えられる権利
- 「著作権法」という法律に著作権の権利内容が定められている

著作権を理解するためのポイント

- ① 著作権の保護対象(著作物)
何を利用するときに著作権の問題となるか?
- ② 著作権を持つ人・会社は誰か(著作者)
著作物を利用するときに誰から許可を得るか?
- ③ 著作権とはどのような権利か(著作権)
どのような利用のときに著作権の問題となるか?
- ④ 著作権の例外ルール
利用方法によっては許可が不要の場合がある
- ⑤ 著作権の一般公開:クリエイティブ・コモンズ
著作権を一般に無条件または条件付きで公開

著作権の保護対象=著作物

- 「著作物」の定義(著作権法より)
 - ① 思想または感情を
 - ② 創作的に
 - ③ 表現したものであって
 - ④ 文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの
- ということは・・・
 - ① 人が頭や心で考えたり、感じたりしたものであること
単なるデータの羅列や事実の表記は対象外
 - ② その人の個性が表れているものであること
子どもや素人の作品も保護対象
 - ③ 頭や心の中だけでなく、外に表現されたもの
アイデア自体は保護されない

④ 文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの

言語の著作物	論文、小説、詩歌、講演など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踏、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなど
美術の著作物	絵画、彫刻、書など
建築の著作物	建造物
地図、図形の著作物	地図、学術的図面、図表など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画など
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

★あなたの「講演」「パワポ」も
立派な著作物

著作権の概要

- 著作者人格権 (譲渡不能)
公表権 / 氏名表示権 / 同一性保持権
- 著作権 (財産権) (譲渡可能)
複製権・出版権の設定権
上演権・演奏権 / 上映権 / 口述権
公衆送信権 (放送含む) / 展示権
頒布権 (映画の著作物のみ)
譲渡権 (映画の著作物以外)
貸与権 (映画の著作物以外)
翻訳権、翻案権等
(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)
補償金を受ける権利
(私的デジタル録音録画、教科書等への掲載など)

古野陽一 7

著作権の概要を整理すると

- 著作者人格権 (譲渡不能)
勝手に公表されない権利
氏名の表示方法を求める権利
勝手に手を加えられない権利
- 著作権 (財産権) (譲渡可能)
勝手にコピーされない権利
勝手に公衆に伝達されない権利
二次的著作物に関する権利

古野陽一 8

著作物の利用

古野陽一 9

著作物の「使用」と「利用」の違い

- 「本」(著作物)を・・・
読む → 使用
コピーする → 利用
- 著作物の「利用」とは・・・
複製する、翻訳する、
上演する、口述する等
著作権(財産権)に該当する行為

古野陽一 10

著作権(財産権)の主要な項目

- 複製権(21条)
他人によって著作物を無断でコピーされない権利
複製権の問題となるコピーとは、結果として同じものが出来上がれば当てはまり、その方法は問いません。
- 公衆送信権(第23条)
他人によって、著作物を無断でテレビ放送、ラジオ放送、ケーブルテレビ放送、インターネット等を通じて公衆に送信されない権利
- 上演権・演奏権(第22条)
著作物を公に上演・演奏する権利
・例) 楽曲を演奏する、構内放送でCDを流す、劇を上演する
- 上映権(第22条の2)
著作物を公に映写幕その他の物に映写する権利
・例) ビデオ・DVDを生徒に見せる、
プロジェクター、書画カメラの使用

古野陽一 11

著作物の利用

- 他人の著作物は原則として
勝手に利用することはできない
⇒ 著作権とは、著作物を
勝手に利用されない権利
- 著作物を利用するには・・・
 - ① 著作権者の**利用許可**を受ける
 - ② 著作権の**譲渡**を受ける

古野陽一 12

著作権は本来、利用すべきもの

● **著作権者の権利が無制限のまま**
⇒ **著作物がとても利用しにくい**

● 自由利用は「保護期間が過ぎてから」だけ？
著作権の保護期間
著作物を創作したときから著作権者の生存中及び死後50年間
無名変名・団体名義の著作物→公表後50年(映画のみ70年)

13

著作物の利用をしやすくするために

● 著作物が自由に使える範囲
⇒ 著作権法に著作権行使の制限規定

■参考サイト 文化庁「著作物が自由に使える場合」
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html

● 著作権者があらかじめ利用条件を意思表示する
⇒ クリエイティブ・コモンズ
・ライセンス(CCライセンス)
インターネット時代の国際的な新しい著作権ルール

■参考サイト クリエイティブ・コモンズ・ジャパン(CCJP)
<https://creativecommons.jp/licenses/>

⇒ 利用条件を明示しているプロジェクト
GPL、BSD等:ソフトウェア、フォントなど
フリー画像素材サイト等

14

著作権の制限規定(30条～50条)

● 私的使用のための複製(30条)
・テレビ番組の録画
・CDから音楽プレーヤーへ
⇒ コピープロテクトがかかっているものはNG

● 引用(32条)
公開されている著作物なら一定の条件下で自身の著作物に引用可能
⇒ 資料作成上もとても有益

● 学校その他の教育機関における複製(35条)
拡大解釈されやすいが「公教育の授業のなかで教員が生徒が一部複製する」程度と考えるべき

● 営利を目的としない上演・上映・貸与等(38条)
例) 絵本の読み聞かせ
⇒ 謝金はもちろん実費以上の旅費もNG

15

著作物の引用(32条)

● 一般的な著作物
以下の要件を満たせば引用可能

- ① 公表された著作物
- ② 公正な慣行に合致する
- ③ 引用の目的上正当な範囲内

⇒ 条文が抽象的な表現なので判断が難しい

● 政府・行政機関等が周知の目的で作成したもの
⇒ 著作物に転載可能(禁止の明記がない場合)

● 「転載」
⇒ 著作物を引用の範囲を超えて他に掲載すること
一般には著作権者の許諾が必要

16

著作物の引用の一般的条件

● 「公正な慣行」「正当な範囲」として

- [1] 他人の著作物を引用する**必然性**があること
- [2] かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが**区別されていること**。
- [3] 自分の著作物と引用する著作物との**主従関係が明確であること**
(自分の著作物が主体)。
- [4] **出所の明示**がなされていること。
(第48条)

17

図表の引用と著作物の参照・参考

● 「図表」「写真」「絵画」の引用
自分の著作物内で一般的条件[1]～[4]が満たされれば引用として認められる

● 「参照」とは
自分の著作物の事実確認のため、他の著作物を照らし合わせること

● 「参考」とは
他の著作物を咀嚼し得られたものを、独自の表現で自分の著作物とすること

■参考サイト PENYA ライターの常識「著作権」。
知っておきたいWEBでの引用、参照、参考のマナー。
<http://penya.jp/writer-technique-05/un.html>

18

引用・参照・参考の文献等の出典表記法

- 書籍の場合
著者名、題名、出版社、出版年、引用ページ
- 雑誌・定期刊行物の場合
著者名、題名、誌名、号数、発行年、引用ページ
- インターネットからの場合
著者名、ページタイトル、サイト名、
ページの最終更新日、ページURL、引用日付

■参考サイト

清音のSEOブログ:これだけは知っておきたい、引用と転載とクリエイティブ・コモンズの事
<http://seofromusa.com/blog-tips/quotation-reproduction-creative-commons/>

古野博一 19

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス)

古野博一 20

CCライセンスとは

- 作品(著作物)の著作権は2つの状態



権利者の死後50年まで保護



保護期間切、権利放棄

■参考サイト クリエイティブ・コモンズ・ジャパン (CCJP)
<https://creativecommons.jp/licenses/>

Creative Commons 21

CCライセンスとは

- 著作物を公開する作者が「この条件を守れば私の作品(著作物)を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツール
- 「全ての権利を主張」と「すべての権利を放棄」の中間の様々な段階のライセンス条件を著作権者が選択



- 著作権者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができる
- 受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどを行うことができる

Creative Commons 22

CCライセンス 利用条件

- 著作物利用の条件は4種類

- ① 表示
作品のクレジットを表示すること
- ② 非営利
営利目的での利用をしないこと
- ③ 改変禁止
元の作品を改変しないこと
- ④ 継承
元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること

Creative Commons 23

CCライセンスの種類 1/3

- 4種の条件を組み合わせると6種のライセンス

表示 (CC-BY)

原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いCCライセンス

表示-継承 (CC-BY-SA)

原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、改変した場合には元の作品と同じCCライセンス(このライセンス)で公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるCCライセンス。

Creative Commons 24

CCライセンスの種類 2/3

表示—改変禁止(CC-BY-ND)

原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用(転載、コピー、共有)が行えるCCライセンス。

表示—非営利(CC-BY-NC)

原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるCCライセンス。

CCライセンスの種類 3/3

表示—非営利—継承(CC-BY-NC-SA)

原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるCCライセンス。

表示—非営利—改変禁止(CC-BY-NC-ND)

原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できるCCライセンス。

CCライセンスの代表的なサイト

●ウィキペディア
インターネット上の百科事典

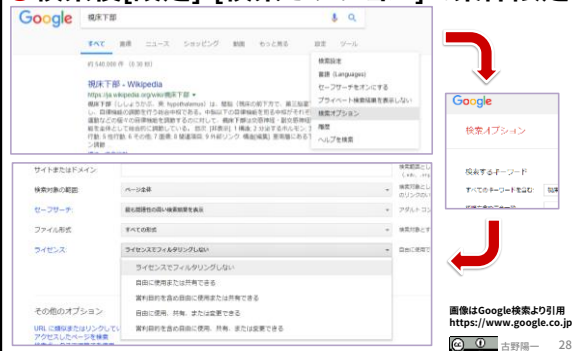
<https://ja.wikipedia.org/wiki>
ウィキブックス(書籍)、ウィクショナリー(辞書)
ウィキニュース(ニュース)等ウィキペディアの
姉妹プロジェクトも同様のライセンス

●写真検索屋さん
<https://www.nairegift.com/freepfoto/>
CC対応の画像素材サイトFlickerを
日本語で利用できるようにしたサイト

●YouTube CC-BYで投稿・検索
投稿者がCC-BYの意味を理解せず投稿
しているものもあるようなので要注意

Google検索でのCC条件限定

●検索後[設定]-[検索オプション]で条件限定



検索後[設定]-[検索オプション]で条件限定

画像はGoogle検索より引用
<https://www.google.co.jp/>

Google画像検索でのCC条件限定

●検索後[ツール]-[ライセンス]で条件限定



利用条件が
明記されている
フリーサイト

利用条件が明記されているフリー画像サイト

投稿者の画像を、規定の範囲内で画像を無料で自由に使用(商用利用、改変、編集含む)できる
いずれも画像素材の転売等の禁止条件あり

● PhotroAC (ユーザー登録必要)

<https://www.photo-ac.com/>

● 足成

<http://www.ashinari.com/>

● ドットフォトプロジェクト

<https://free.foto.ne.jp/>

● Photo Stocker

<http://photo.v-colors.com/>

古野陽一 31

利用条件が明記されているフリーイラストサイト

規定の範囲内でイラストを無料で自由に使用(商用利用、改変、編集含む)できる

■ 特定のイラストレーターが作成

● いらすとや

<https://www.irasutoya.com/>

● ビーブルズ無料イラスト素材

<https://peoples-free.com/>

■ 投稿イラストによる

● イラストAC (ユーザー登録必要)

<https://www.ac-illust.com/>

● イラストボックス (ユーザー登録必要)

<https://www.illust-box.jp/>

古野陽一 32

資料作成のフォント(提案)

パワーポイントや印刷物のフォント(文字書体)も
著作物のひとつ

GPL(GNU General Public License)で配布されている推奨フォントを資料と一緒に配布することで資料の文字崩れを防げる

● 推奨フォント

【源ノ明朝】

GitHubより

<https://github.com/adobe-fonts/source-han-serif/tree/release/OTC>

【源真ゴシック】 【源柔ゴシック】

自家製フォント工房より

<http://jikasei.me/font/>

古野陽一 33

著作物の利用許諾の要・不要の判断

Q1. 著作権法で保護されている著作物か?

→ 著作物でない

⇒ 許諾不要

Q2. 著作物の使用か? 利用か?

→ 「使用」の範囲

⇒ 許諾不要

Q3. 「引用」に該当するか?

→ 「引用」の範囲

⇒ 許諾不要

Q4. CCライセンスなど利用条件が明示

→ 条件の範囲内での利用

⇒ 許諾不要

● 上記以外は著作権者に利用の許可を取る

古野陽一 34

著作権利用の考え方の基本は・・・

● 著作権は

「勝手に～してはいけない」

⇒ 著作権者に許可をとればいい

● 制限規定、利用許諾など

迷ったら

⇒ 勝手に判断しない

著作権者に確認

古野陽一 35

著作権侵害の 法的責任

古野陽一 36

著作権侵害の法的責任

● 刑事罰

著作権(財産権)等

懲役10年以下または1000万円以下の罰金またはその両方

著作者人格権侵害、みなし規定侵害等

懲役5年以下または500万円以下の罰金またはその両方

親告罪

刑事裁判を受けさせるためには著作権者等の告訴手続きが必要

● 民事責任

差止請求(第112条)

損害賠償請求権(民法709条、著作権法114条など)

不当利得返還請求(民法703条、704条)など

古野陽一 37

資料別 利用の注意点

古野陽一 38

文章の利用

● 「言語の著作物」として保護されている

● 事実の伝達に過ぎないものは著作物ではない

● 判例などから、俳句以上の長さのものが保護対象になると言われている

● プライバシー情報の掲載には注意が必要

古野陽一 39

人物写真の利用

● 写真の中で個人が判別出来る場合

撮影者:著作権

被写体:肖像権・パブリシティ権

古野陽一 40

音楽の利用

● 著作権=楽曲そのものの権利
作曲者、作詞者にある

● 著作隣接権=演奏、複製、頒布などの権利
演奏者、CD等製作者にある

※ 著作権・隣接権の両方に許諾が必要

● 著作隣接権(第89条)

著作物を公衆に伝達する者に与えられる権利

実演家

レコード製作者

放送事業者・有線放送事業者

古野陽一 41

お疲れさまでした



古野陽一 42